

他国地位協定調査

中間報告書

平成30年 3 月



目次

1	はじめに	1
(1)	日米地位協定の現状と課題	1
(2)	調査の目的	2
2	調査内容	3
(1)	調査方針	3
(2)	事前調査	4
①	文献等調査	4
②	条文比較調査	6
(3)	現地調査	11
①	日程及び訪問先	11
②	面談概要（ドイツ）	11
ア	ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市長（ラルフ・ヘヒラー氏）	11
イ	ヴァイラーバッハ市長（アーニャ・ファイファー氏）	13
ウ	ラウフェルト町長（カール・ヨセフ・ユンク氏）	13
エ	航空保安のための連邦監督局（BAF）（ニコラウス・ヘルマン局長）	14
オ	ドイツ航空管制（DFS）（安全・保安・軍事部門管理者オスマン・サーファン氏）	16
③	面談概要（イタリア）	18
ア	レオナルド・トリカリコ元NATO第5戦術空軍司令官	18
イ	ランベルト・ディーニ元首相	18
ウ	アヴィアーノ副市長（ダニロ・シグノーレ氏）	19
3	調査結果（まとめ）	20
4	他国地位協定調査における今後の課題と取組	22
(1)	今後の課題	22
(2)	今後の取組	23

1 はじめに

(1) 日米地位協定の現状と課題

日米地位協定は、昭和35年（1960年）に日米間で締結されて以来、現在まで一度も改定されていない。この間、米軍人等による様々な事件・事故、米軍基地に起因する騒音問題や環境問題等が発生している。

沖縄県では、昭和47年の本土復帰から平成29年12月末までに、米軍人等による刑法犯が5,967件、航空機関連の事故が738件発生しているほか、騒音問題では、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の周辺住民が、国に対し、夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償を求める訴訟を幾度も提起するなど、日常的な航空機騒音に悩まされている。また、米軍基地の返還跡地から環境基準値を超える有害物質が発見されるなどの環境問題も発生している。

近年では、沖縄において、平成28年に米軍属の男が女性に対する死体遺棄、強姦致死及び殺人の容疑で逮捕・起訴された事件やオスプレイの名護市の集落近くへの墜落、平成29年に東村の民間地へのCH-53Eの不時着・炎上、同じくCH-53Eの普天間第二小学校への窓の落下、平成30年に入っても米軍ヘリの施設外の民間地域への相次ぐ不時着、オスプレイのエンジンカバーの落下など県民生活に大きな影響や不安を与える事件・事故が相次いでいる状況である。

また、沖縄県外においても、平成30年2月に三沢基地（青森県）所属のF16戦闘機が離陸直後にエンジン火災を起こし、基地近くの小川原湖に燃料タンク2個を投棄したことで燃料油が流出し、シジミやワカサギなどが全面禁漁に追い込まれるなどの事故が発生している。

事件・事故の発生に関連して、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定した日米地位協定の問題点が度々指摘されてきている。

日米地位協定の見直しについては、平成12年に沖縄県が11項目の日米地位協定の見直しに関する要請を日米両政府に対して行ったほか、米軍提供施設等が所在する主要都道府県で構成する渉外知事会や日本弁護士連合会などの団体だけでなく、平成15年には、自民党国会議員でつくる「日米地位協定の改定を実現し、日米の真のパートナーシップを確立する会」も改定案を作成し、日米地位協定の見直しを求めている。

そして、沖縄県は平成29年9月に、平成12年に実施した見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、見直し事項を新たに追加し、日米両政府に要請を行った。平成30年2月には、公明党も日米地位協定検討ワーキングチームを党内に設置している。

これまで日米両政府は、「環境補足協定」や「軍属に関する補足協定」を締結して

いるものの、その実効性は十分とは言い難い状況であり、依然として、多くの基地問題が発生する都度、運用改善により対応している。

沖縄県としては、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、原則として日本の国内法が適用されないままで米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えている。

また、日米地位協定の見直しについては、米軍基地が集中する沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護、そして何よりも、日本の主権についてどう考えるかという極めて国民的な問題であると考えており、今後も、日米両政府に対して粘り強く求めていく考えである。

(2) 調査の目的

沖縄県としては、日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が日本国民全体の問題として受け止められる必要があると考えている。

そのためには、日米地位協定はどのようなものなのかといった基礎的な情報に対する理解や同協定が抱える問題点、そして見直しの必要性に対する理解を国民全体に広げていく必要がある。

しかし、現状は、米軍専用施設が沖縄に集中していることもあり、事件や事故が起きても沖縄の問題として扱われ、この問題に対する理解や見直しに対する議論が国民的なものには至っていないのが実情であると考えている。

沖縄県議会においても、他国の地位協定に関して調査すべきであるという指摘が出されたほか、全国知事会に設置されている「米軍基地負担に関する研究会」の議論においても、日米地位協定や米軍基地が他国と比べてどうなのかという世界的な相場観を知る必要があるとの意見が出されたところである。

このような状況を踏まえ、日米地位協定の問題点を更に明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることを目的として、他国の地位協定や米軍基地の運用状況について調査を行うものである。

2 調査内容

(1) 調査方針

日米地位協定は、協定本文だけではなく、数多くの日米合意を含んだ大きな法体系になっていることに加え、協定の実施について協議する日米合同委員会は、原則として議事内容が非公開とされており、一部の関係者を除き、その協議内容を把握することはできない。

これらのことから、日米地位協定を法的な側面から緻密に分析を行うことは非常に困難であり、それを一般国民が理解できるようにすることは更なる困難を伴うことが想定される。

また、他国との比較という面から検討してみると、他国においてもやはり地位協定の下にそれぞれの国内法令や両国間での合意事項などが存在しており、そのすべてを詳細まで調査を行うことは難しい状況である。

一方、日本と同じように米軍が駐留する他国においても、米軍に起因する事件・事故や米軍による訓練による問題など、類似の事案が発生している。事案に対する各国の対応は、派遣国と受入国の間で締結した地位協定や受入国の国内法令、両国間での合意事項などが反映されたものとなる。

このため、各事案に対する各国の対応（事例）を比較することで、日本と他国における地位協定や米軍基地の運用の違いがより鮮明になるとともに、各国の対応の違いを生み出した地位協定や国内法令の適用状況等の違いについて、より理解しやすいものになると考えられる。

このような観点から、平成29年度においては、他国と日本の事例比較を中心に調査を行った。項目としては、近年、沖縄県において米軍機による事故や訓練に関する様々な問題が発生していることを踏まえ、米軍に対する受入国の国内法の適用、基地の管理権、訓練・演習に対する受入国の関与、航空機事故への対応を中心に調査を行った。

調査対象国としては、日本と同じように大規模な米軍の駐留があること、地位協定の改定や新たな協定の締結の実績があること、米軍機による事故や訓練に関する諸問題について日本と同じような事例を有する、などの観点からドイツ、イタリアの2カ国を選定した。

(2) 事前調査

(1)の調査方針に基づき、ドイツ、イタリアにおいて事例を中心にした現地調査を行う前に、文献等調査及び条文比較調査を実施し、両国における地位協定の改定や新たな取極めの締結の経緯、日米地位協定との条文上の比較を行った。

① 文献等調査

ドイツ、イタリアにおいて、地位協定の改定や新たな協定の締結に至った経緯を確認するために、文献や現地新聞等について調査を行った。

ア ドイツにおけるボン補足協定改定の経緯

a ボン補足協定の概要

ボン補足協定は、NATO加盟国のうちドイツ国内に常駐する国の軍隊の地位やドイツ国内の基地の使用について規定した協定であり、1959年に締結された。その後、1971年、1981年、1993年に改定が行われており、特に1993年の改定は大規模なものであった。

b 1993年の改定に至る経緯

当初締結されたボン補足協定は、占領軍としての地位に由来する権利を留保し続けるという戦勝3カ国軍隊の利益を強く反映するものであり、領域主権と国民の権利保護の観点においてドイツ側に不利な点が多く、1980年代には環境法、建築法、航空法等のドイツ国内法令を駐留軍の活動に適用するよう求める声が強くなった。

そのような中、1988年には駐留軍の航空機による大きな事故が相次ぎ、多くの死傷者が出たことによって、補足協定の改定を求める国民世論が高まった。

1990年の東西ドイツ統一後、このような国民世論を背景に、ドイツ政府はNATO軍派遣国に対し、ボン補足協定の改定を申し入れている。

c 改定交渉

ドイツ側は、改定交渉に当たり、以下の3点を基本原則にしたとされている。

i 相互性の原則

ドイツに駐留する同盟軍の地位を、他の同盟国内に駐留するドイツ連邦軍と同等のものにすること。

ii 内部的平等性の原則

ドイツに駐留する同盟軍の権利が、ドイツ連邦軍の国内における地位を超えるものではないこと。したがって、同盟軍も、ドイツ連邦軍と同様にドイツの法に拘束されるべきこと。

iii 外部的平等性の原則

ドイツ国内における同盟軍の地位が、他のNATO諸国における地位に準じたものであるか、または同じものであること。

改定交渉に臨んだドイツ代表团には、連邦政府だけではなく、バーデン・ビュルテンベルク州、バイエルン州、ニーダーザクセン州、ラインラント・プファルツ州の代表者も参加している。

イ イタリアにおける新たな協定締結の経緯

a 米伊間の2国間協定の概要

1951年にNATO軍地位協定が締結され、1953年に発効した翌年の1954年、アメリカとイタリアは、イタリア国内の基地施設の使用についての具体的な取極めとなる「NATO条約加盟当事国の二国間における基地施設使用の協定（BIA）」を締結しているが、この協定はイタリア国会の決議により現在も非公開とされている。

1995年には、BIAの内容を更に強化し、時代の変化を反映させる目的で、新たに、「イタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間における了解覚書」が締結された。

了解覚書の前文では、NATO条約とNATO軍地位協定、そしてBIAの枠組みに基づき、米伊間の防衛関係の近代化を図りつつ、BIAや他の関連取極めを履行するためのものとして、同了解覚書を位置づけている。これは、欧州での米ソ冷戦という軍事対立構造の終焉を迎え、米伊間でも情勢の変化に則した新たな取極めが必要であることが認識されたと言われている。

b 事故を契機とした新たな協定による規制強化

了解覚書締結の3年後、1998年に発生した米軍機によるロープウェイ切断事故で20人の死者が出たことをきっかけに、イタリアでは反米軍感情が高まった。このような国民感情を背景に、両国は、イタリアにおける米軍機訓練飛行に関する米伊委員会を立ち上げた。委員会によって取りまとめられた「トリカリコ・プルーアー報告」は、アメリカの国防長官とイタリアの国防大臣によって合意され、イタリアにおける米軍機の飛行は大幅に規制されることとなった。

(注)「① 文献等調査」の記述は、以下の文献の記載を参考、引用したものである。

○『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版（2003年）

松浦一夫「第2章 ドイツにおける外国軍隊の駐留に関する法制」

本間浩「第4章 米軍のイタリア駐留に関する協定の構造と特色」

○本間浩『外国の立法 No. 221（ドイツ駐留NATO軍地位補足協定に関する若干の考察）』国立国会図書館調査及び立法考査局（2004年）

○伊勢崎賢治、布施祐仁『主権なき平和国家－地位協定の国際比較からみる日本の姿－』集英社（2017年）

② 条文比較調査

日米地位協定、ボン補足協定（ドイツ）、米伊の了解覚書（モデル実務取極）の「国内法の適用、基地の管理権」、「演習、訓練」「警察権」に関する主要な条文等について比較表を作成し、分析を行った。主に以下の点に関して日本とドイツ、イタリアとの違いが明らかになった。

ア 受入国の国内法の適用

日本は「一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様」との立場を取り、日米地位協定にも一部の法令を除き日本の国内法を適用する条文がないことから、在日米軍には日本の国内法は原則として適用されていない。

ドイツでは、ボン補足協定第53条に派遣国軍隊の施設区域の使用に対してドイツ法令を適用することが明記されているほか、第45条に施設外演習や訓練に対して、第46条に空域演習に対して、それぞれドイツ法令を適用することが明記されている。

イタリアでは、モデル実務取極第17条において、米軍の訓練行動等に対して、非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリア法規であって特定分野について有効であるものについて順守義務が明記されている。

イ 基地の管理権及び受入国の立入り権

日米地位協定第3条第1項では「合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を取ることができる。」と明記されており、日本側による施設・区域内への立入り権は明記されていない。

ドイツでは、ボン補足協定の署名議定書において、ドイツ連邦、州、地方自治体の立入り権が明記されているほか、緊急の場合や危険が差し迫っている場合には、事前通告なしの立入りも認められている（第53条について4②a）。

イタリアでは、モデル実務取極第6条において、基地はイタリアの司令部の下に置かれ、イタリアの司令官は基地の全ての区域にいかなる制約を設けずに自由に立ち入ることができることが明記されている（第1項及び第5項）。

ウ 訓練、演習への受入国の関与

日米地位協定には、米軍による訓練や演習について規定されておらず、日本側にはそれを規制する権限がない。さらに、訓練に関する詳細な情報が日本側に通報されることはなく、日本政府としては、それを求めることもしないという姿勢である。

訓練・演習を行う区域に関しても、日本政府は、昭和50年頃には提供施設・区域外での演習は、安保条約の趣旨からして違反であるという立場を取っていたものの、昭和62年頃には実弾射撃等を伴わない飛行訓練であれば提供施設・区域外でも認められる旨の立場となり、現在も同様の立場を取っている。

ドイツでは、ボン補足協定第53条にドイツ国内に移動する部隊による野外演習

区域、訓練区域及び射撃場の使用に関するドイツ側の許可、第45条に施設外演習のドイツ国防大臣の同意、第46条に空域演習のドイツ側の承認がそれぞれ明記されており、派遣国軍隊による訓練、演習には、受け入れ国であるドイツの許可や同意、承認が必要になっている。

イタリアでは、モデル実務取極第17条において、米軍による訓練行動等についてのイタリア軍司令官への事前通告やイタリア側による調整、承認が明記されている。なお、1995年のモデル実務取極締結の3年後（1998年）に発生した米軍機によるロープウェー切断事故をきっかけに、米軍による訓練の許可制度や訓練飛行について大幅な規制強化が行われている。

エ 警察権

警察権に関しては、日米地位協定とNATO軍地位協定の本文は、ほぼ同様の規定となっている。両協定共に、施設・区域内においては、派遣国の軍事警察は全ての適当な措置を取ることが認められており、また、施設・区域外においては、受入国の当局との取極に従い、その使用は、派遣国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲に限られている。

しかし、日米間では、合同委員会において、施設・区域内のすべての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本の当局は搜索、差押え又は検証を行う権利を行使しないことに合意している。

ドイツでは、ボン補足協定の第28条において、ドイツ警察による提供施設・区域内での任務遂行権限が明記されている。

イタリアでは、モデル実務取極第15条において、イタリア軍司令官がその任務を遂行するために、かつ、イタリア国主権の擁護者として、基地内のすべての区域及び施設に立ち入る権限が明記されているほか、米国司令官に認められた警察権についても、イタリアの現行法に一致することやイタリア軍司令官と調整することが明記されている。

1 国内法の適用、基地の管理権について

日米地位協定【1960年締結】	ボン補足協定（ドイツ）【1993年改正】	米伊モデル実務取極【1995年締結】
<p>第3条</p> <p>1 合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なるすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のため、合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。</p> <p>3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。</p> <p>第16条</p> <p>日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。</p> <p>-----</p> <p>(参考)</p> <p>外務省ホームページ</p> <p>「一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様です。このため、米軍の行為や、米軍という組織を構成する個々の米軍人や軍属の公務執行中の行為には日本の法律は原則として適用されませんが、これは日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原則によるものです。」</p> <p>(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa03.html 平成30年3月23日アクセス)</p>	<p>第53条</p> <p>1 軍隊又は軍属機関は、排他的使用に供される施設区域内において、防衛の任務を十分に遂行するために必要とされる措置を執ることができる。当該施設区域の使用についてはドイツの法令が適用される。ただし、本協定及び他の国際協定に別段の定めがある場合、並びに軍隊、軍属機関、それらの構成員及びその他の内部事項であつて第三者の管理並びにその他の隣接する地方自治体若しくは一般公衆に対していかなる予見可能な影響を及ぼさないものが関わるときは、権限あるドイツの当局及び軍隊の当局は、生ずる可能性のあるいかなる意見の相違も解消するために相互に協議し、かつ協力するものとする。</p> <p>2 本条第1項第1文は、施設区域の上空に関して執られる措置にも準用する。ただし、航空交通の妨害となるような措置は、ドイツの当局との調整を経た上でのみ執られるものとする。第57条第7項の規定は影響を受けないものとする。</p> <p>署名議定書（第53条について）</p> <p>4 ②(a) 軍隊の当局は、ドイツの連邦、州及び地方自治体の各段階でそれぞれ権限ある当局に対し、ドイツのそれらの当局が公務を遂行できるように、ドイツの利益を保護するために必要なあらゆる適切な援助（事前通告後の施設区域への立入りを含む。）を与える。施設区域となっている不動産を所轄するドイツ連邦の当局は、要請に応じて軍隊の当局を援助する。緊急の場合及び危険が差し迫っている場合には、軍隊の当局は、ドイツの当局が事前通告なしに直ちに立ち入ることができるようにする。軍隊の当局は、ドイツの当局に同行するかどうかをその都度決定する。</p>	<p>第6条（司令部）</p> <p>1 基地はイタリアの司令部の下に置かれる。左記司令部の機能は、イタリアの将校1名によって行使される。(以下、略)</p> <p>3 米国の司令官は、米国の要員、装備及び活動に関して全面的な軍事的指揮権を有する。同司令官は、米国の重要な行動のすべてについて、事前にイタリア司令部に対して通知する。特に、作業行動、訓練行動、物資・武器及び軍事要員ないし非軍事要員の輸送、並びに万が一生ずるかもしれない事件ないし事故のいかなるものについても通知する。イタリアの司令官も同様に、イタリアの重要な活動の全てについて米国の司令官に通知する。イタリアの司令官は、米国の活動がイタリアの現行法を遵守していない、と判断するときは、米国の司令官にその旨を忠告し、かつ、直ちにイタリアの上層当局からの助言を求める。(以下、略)</p> <p>5 イタリアの司令官は、その責任に対応するために、基地の全ての区域に、いかなる制約を設けず自由に立ち入る。ただし、後記の第15条に定める場合は別とする。イタリアの司令官は、明らかに健康又は公衆の健康に危険を生ずる米国の行動を米国の司令官が直ちに中段させるように介入する。(以下、略)</p> <p>第17条（訓練・作業行動）</p> <p>1 全ての訓練行動及び作業行動の計画作り及びその実施は、第5条に定める目標及び目的に従い、かつ非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリアの法規であつて特定分野について有効であるものを遵守するものでなければならない。</p>

※ 1 下線は各協定等について特徴的な部分であり、沖縄県が引いたものである。

※ 2 ボン補足協定条文 本間浩『外国の立法 No.221（ドイツ駐留NATO軍地位補足協定に関する若干の考察）』国立国会図書館調査及び立法考査局（2004年）から引用

※ 3 米伊モデル実務取極条文 本間浩『各国間地位協定の適用に関する比較論考察（第4章 米軍のイタリア駐留に関する協定の構造と特色）』内外出版（2003年）から引用

2 訓練、演習について

日米地位協定【1960年締結】	ボン補足協定（ドイツ）【1993年改正】	米伊モデル実務取極【1995年締結】
<p>地位協定本文に演習、訓練に関する規定無し</p> <p>(参考)</p> <p>これまでの国会答弁等</p> <p>【昭和50年3月3日予算委員会】</p> <p>三木総理大臣答弁(抜粋)</p> <p>「アメリカとの地位協定にある区域に入っていないところで演習をすることは、安保条約の趣旨からして、これは違反であると言えれば違反ということになるでしょうけれども、(以下、略)」</p> <p>「法律的から言えば、違反であると言わざるを得ません。」</p> <p>※昭和49年12月に、米海兵隊が山口県岩国市沖合の無人島である手島を無断で救助訓練に使用していた事案に関する質疑</p> <p>【昭和62年8月20日内閣委員会】</p> <p>倉成外務大臣答弁(抜粋)</p> <p>「米軍による実弾射撃等が区域外で行われるということはとんでもないことでありまされども、そういうことを伴わない飛行訓練であれば、地位協定上、施設、区域内に限定して行うことが予想されている活動には当たらないと考えられる次第でございます。」</p> <p>※昭和62年8月に奈良県十津川村で発生した米軍機による運搬用ケープル切断事故に関する質疑</p> <p>【平成29年1月7日記者会見】</p> <p>稲田防衛大臣発言(抜粋)</p> <p>(米軍の訓練に関して)「運用に関わる問題として、訓練の時間等を含む詳細な情報が日本側に通報されることは通常ありません。ですので、その点について何か求めて行くということは、日本側としてはないということです。」</p> <p>※平成28年12月のオスプレイ墜落後の空中給油訓練再開に関する記者からの質問に対する発言</p>	<p>第53条(施設内演習)</p> <p>2② 機動演習及び訓練の目的で連邦共和国内に移動する部隊による野外演習区域、駐屯地訓練区域及び駐屯地射撃場の使用は、権限あるドイツの当局に事前に通知して、その許可を得るものとする。ドイツの当局が通知の受理から45日以内に異議を唱えないときは、その使用は許可されたものとみなす。(以下、略)</p> <p>第45条(施設外演習)</p> <p>1 軍隊は、その排他的使用に供されている施設区域内において訓練の目的を損なうことなく訓練計画を実施することができない場合には、本条に基づき、かつ連邦国防大臣の同意に従うことを条件として、その防衛任務の遂行上で必要とされる範囲内で施設区域外での機動演習その他の訓練を行う権利を有する。(以下、略)</p> <p>2 本条第1項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツ法令の関連規定、特に1961年9月27日の連邦徴発法の現行規定法文を適用する。(以下、略)</p> <p>第46条(空域演習)</p> <p>1 軍隊は、権限あるドイツ当局の承認を条件に、かつその防衛任務を遂行する上で必要な範囲内において、本条に基づいて連邦共和国の空域で機動演習その他の訓練を行う権利を有する。(以下、略)</p> <p>2 本条第1項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツの空域への進入及び使用に関するドイツの法規並びに国際民間航空機関の「基準及び勧告実務規則」に従う航空設備及び施設の使用に関するドイツの法規、並びに関連する法律、規則及び告示に含まれる現行の通告、承認及び調停の手続が適用される。(以下、略)</p>	<p>第17条(訓練・作業行動)</p> <p>1 全ての訓練行動及び作業行動の計画作り及びその実施は、第5条に定める目標及び目的に従い、かつ非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリアの法規であって特定分野について有効であるものを遵守するものでなければならぬ。</p> <p>2 イタリアの関係当局は、現行手続きに従って必要とされる調整及び承認のために、当該施設区域に配属されている部隊の訓練行動及び作業行動について、事前にイタリアの司令官又はその代理人を通じて通告を受けるものとする。それに加えて、米国司令官は、当該施設区域に配属されている部隊又は同施設区域において展開されている部隊が係る演習の年間計画を、イタリアの司令官に報告しなればならない。上記の調整及び承認についての詳細な手続きは、付属書()に定めるものとする。</p> <p>3 共同又は合同の訓練行動又は演習行動は、イタリアの責任ある軍当局との調整の後に行うことができる。上記の行動を実施している間に技術的寄港地として空港、港湾又は施設区域を使用するには、事前に、現行手続きに従って調整が行われなければならない。</p> <p>4 航空管制は、イタリアの直接的責任であって、適用可能な法規に準じて、かつこの分野についての相互協力を定める協定に従って行われる。</p>

3 警察権について

日米地位協定【1960年締結】	ボン補足協定（ドイツ）【1993年改正】	米伊モデル義務取極【1995年締結】
<p>第17条 10(a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。 (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。</p>	<p>NATO軍地位協定第7条10項 a 軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、受入国との協定の結果として使用する宿营地、營造物又はその他の施設において警察権を有する。当該軍隊の軍事警察は、前記の施設において、秩序及び安全の維持を確保するため、全ての適当な措置を執ることができる。 b 前記の施設の外部においては、前記の軍事警察は、受入国の当局との取極に従うことを条件とし、その使用は、軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。</p>	<p>第15条（基地保安及び警務責任） 2 <u>イタリアの司令官は、その任務を遂行するためにかつ、イタリア国主権の擁護者として、基地内の全ての区域及び施設に立ち入る。(以下、略)</u> 3 <u>基地の外における基地の保安についての責任は、もっぱらイタリア当局にある。上記の、基地の外における保安は、公共の秩序と安全に責任を負う当局が「米国の」所轄地域軍司令官及びイタリアの司令官と調整の上で確保する。</u> 4 <u>米軍司令官は、NATO軍地位協定第7条第10項a及びbに基づいて、イタリア当局との合意に従って米軍部隊が使用する基地区域及びその中の付帯施設においてその警察権を行使する。米軍司令官は、この任務を果たすために、上記の第1項に基づいて指令の発令に責任を有するイタリアの司令官との調整を経た上で、米軍部隊に、あるいは米軍部隊の間に割り当てられている基地区域及び施設の中において秩序及び安全を確保し、維持するために必要なあらゆる措置を、イタリアの現行法に一致する限りで執ることができる。米軍司令官に認められる警察権は、イタリアの主権を害することなく、イタリア領域における警察行動を統括する一般原則に従って行使されることを確保するために、イタリアの司令官との調整を受けるものとする。</u> 5 <u>基地の外における米軍部隊の軍事警察行動は、イタリア当局との合意に服するものとし、その行動が米軍要員の間の秩序及び規律を維持するのに必要な限りで、イタリア当局との連絡の下に行われるものとする。</u></p>
<p>日米合同委員会合意議事録 10(a)及び10(b)に関し、 2 日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの搜索、差押え又は検証に同意した場合は、この限りでない。 合衆国軍隊が使用している施設若しくは区域にある者若しくは財産又は日本国にある合衆国軍隊の財産について、搜索、差押え又は検証を行なうことを日本国の当局が希望するときは、合衆国の軍当局は、要請により、その搜索、差押え又は検証を行なうことを約束する。これらの財産で合衆国政府又はその附属機関が所有し又は利用する財産以外のものについて、裁判が行なわれたときは、合衆国は、それらの財産を裁判に従って処理するため日本国の当局に引き渡すものとする。</p>	<p>第28条 0 本協定第53条に関する署名議定書第4項②の規定に従い、かつNATO軍地位協定第7条第10項(a)号の規定を損なうことなく、ドイツの警察は、軍隊又は軍属機関の排他的利用に供される施設区域内で、連邦共和国の公共の秩序および安全が危険にさらされ又は侵害される限りにおいてその任務を遂行する権限を有する。当該施設区域内で刑事訴訟措置を執る場合、派遣国はその方式についてドイツの当局と協議した上で、自国の警察による措置を執らせることができる。この場合、その措置は遅滞なく執られるものとし、ドイツ側が希望するときはドイツ当局の代表者による立ち会いの下に執られるものとする。 1 軍隊の憲兵隊は、公共の道路、公共の輸送機関、飲食店その他公衆の出入りするすべての場所を警邏し、軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族に対して秩序及び規律を維持するために必要な措置を執る権利を有する。この権利の行使の詳細は、必要な限り又は適宜の範囲内でドイツの当局と軍隊の当局との間で合意するものとし、これらの当局は緊密に相互の連絡を維持するものとする。</p>	<p>第15条（基地保安及び警務責任） 2 <u>イタリアの司令官は、その任務を遂行するためにかつ、イタリア国主権の擁護者として、基地内の全ての区域及び施設に立ち入る。(以下、略)</u> 3 <u>基地の外における基地の保安についての責任は、もっぱらイタリア当局にある。上記の、基地の外における保安は、公共の秩序と安全に責任を負う当局が「米国の」所轄地域軍司令官及びイタリアの司令官と調整の上で確保する。</u> 4 <u>米軍司令官は、NATO軍地位協定第7条第10項a及びbに基づいて、イタリア当局との合意に従って米軍部隊が使用する基地区域及びその中の付帯施設においてその警察権を行使する。米軍司令官は、この任務を果たすために、上記の第1項に基づいて指令の発令に責任を有するイタリアの司令官との調整を経た上で、米軍部隊に、あるいは米軍部隊の間に割り当てられている基地区域及び施設の中において秩序及び安全を確保し、維持するために必要なあらゆる措置を、イタリアの現行法に一致する限りで執ることができる。米軍司令官に認められる警察権は、イタリアの主権を害することなく、イタリア領域における警察行動を統括する一般原則に従って行使されることを確保するために、イタリアの司令官との調整を受けるものとする。</u> 5 <u>基地の外における米軍部隊の軍事警察行動は、イタリア当局との合意に服するものとし、その行動が米軍要員の間の秩序及び規律を維持するのに必要な限りで、イタリア当局との連絡の下に行われるものとする。</u></p>

(3) 現地調査

ドイツ、イタリアにおける地位協定や米軍基地の運用状況、実際に起きた事例への対応等について確認をするため、知事公室の職員3名を現地に派遣し、調査を行った。

① 日程及び訪問先

平成30年

2月5日(月)	ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市長	}	ド イ ツ
2月6日(火)	ヴァイラーバッハ市長 ラウフェルト町長		
2月7日(水)	航空保安のための連邦監督局(BAF) ドイツ航空管制(DFS)		
2月8日(木)	レオナルド・トリカリコ元NATO第5戦術空軍司令官 ランベルト・ディーニ元首相	}	イ タ リ ア
2月9日(金)	アヴィアーノ副市長		

② 面談概要(ドイツ)

ア ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市長(ラルフ・ヘヒラー氏)

※ ラムシュタイン＝ミーゼンバッハは、米空軍のラムシュタイン基地が所在する自治体である。ラムシュタイン基地は、在欧米空軍司令部が置かれ、欧州最大の空輸拠点とされている。

a ドイツ国内法の米軍への適用

米軍の航空機にも、ドイツ航空法が適用されている。騒音に関してもドイツの法律が適用されるため、米軍も騒音基準値を守らなくてはならない。警察や消防に関する国内法や規則も米軍基地に適用されており、ラムシュタイン基地にはドイツの警察官が2名常駐している。

ラムシュタイン基地において実施されている22時から6時までの飛行制限措置は、ドイツの国内法が米軍にも適用されていることによるものである。

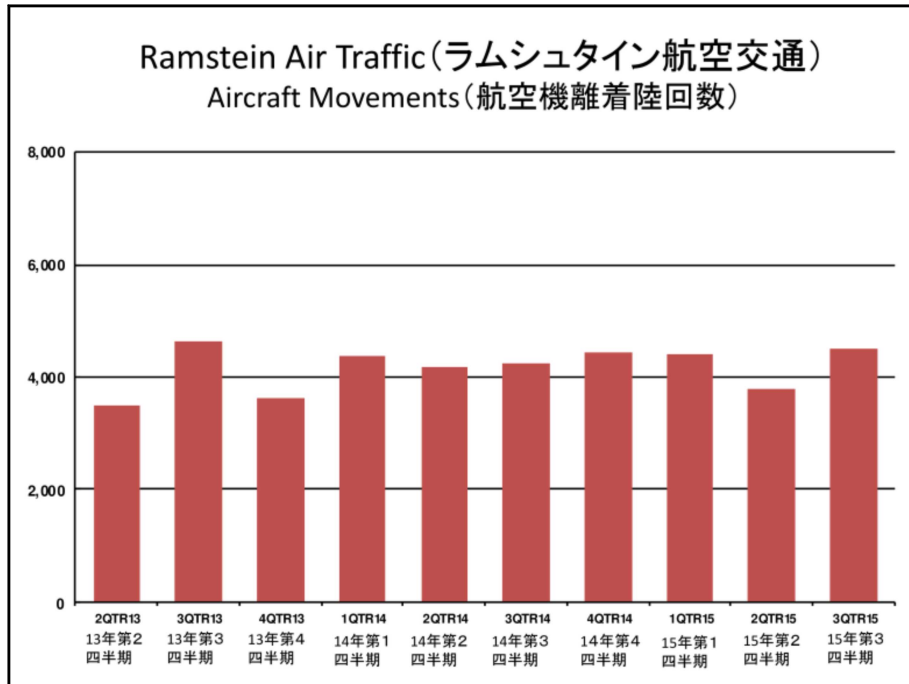
b 米軍基地内への自治体の立入り権

市長や市の職員には年間パスが支給されており、適切な理由があれば基地内への立ち入りは可能である。一度に入れる人数や時間帯について制限はあるが、これまで市の立入りが認められなかったことはない。

c 騒音軽減委員会

ラムシュタイン基地には、騒音軽減委員会が設置されている。委員会は、米軍基地司令官や5つの周辺自治体の首長、ドイツ及び米軍の騒音に関する部署の担当者、市民団体の代表者、航空監督をしている役所など合わせて20名以上が参加者となっている。委員会では、米軍から航空機の離発着回数(資料1)や静穏時間免除の種類ごとの合計(資料2)などが報告されている。

(資料1) ラムシュタイン基地の航空機離発着回数



(資料2) 静穏時間免除の種類ごとの合計



(注1) 資料1及び資料2は、ラムシュタイン＝ミーゼンバッハから提供があった資料に、沖縄県が日本語訳及び注釈を加筆したものである。

(注2) 静穏時間

- ・任務に不可欠な到着・出発・エンジン稼働だけが認められる時間。月曜日から土曜日の22時から6時まで。
- ・静穏時間の免除は、①遺体の送還、②医療搬送、③天候による迂回、④飛行中の緊急事態、などに限定されている。

(2014年7月31日 ラムシュタイン空軍基地指令13-204)

